

## 「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書(案)」 に対するパブリックコメントにおいて寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

平成20年7月11日(金)より平成20年8月11日(月)にかけて、「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書(案)」に関するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

### 1. 募集要領

- (1) 意見募集期間:平成20年7月11日(金)から平成20年8月11日(月)まで
- (2) 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)
- (3) 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

### 2. 提出意見総数

32件

### 3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

## 1. 再商品化等基準の在り方

## (1) 全体の考え方

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>&lt;該当部分&gt;併せて市町村・廃棄物処理業者等による特定家庭用機器廃棄物の処理についても基準を引き上げるべきとの指摘があった。これについては、現行処理基準の検討の際の「再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当」との考え方を踏まえ、別途、検討が必要であると考えられる。</p> <p>&lt;意見内容&gt;市町村・廃棄物処理業者等に対する基準を引き上げるのは当然と考える。併せて、現在製造業者等に課せられている報告義務も追加すべきである。</p> <p>市町村・廃棄物処理業者等が基準をきちんと遵守しているのかが明らかにすべきである。</p>	<p>市町村・廃棄物処理業者等による特定家庭用機器廃棄物の処理基準の引上げについては、報告書案に記述したとおり、別途、検討が必要と考えております。</p> <p>また、製造業者等には、再商品化等の状況について、報告義務ではなく、公表努力義務が課せられていますが、頂いたご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>P.2 1. 再商品化基準の在り方</p> <p>素材単位の厳格な再商品化基準の設定が、基準の変更にできない再商品化事業者の、部品単位での有償・無償譲渡をかえって進める要因となり、本来国内循環すべき有用な資源(特にレアメタル)の海外流出をさらに誘発することにも繋がるため、資源の確保に重点をおいた施策を講ずるべき。</p>	<p>再商品化等基準は、現状を踏まえ、実現可能性を考慮して変更することとしています。資源確保に関する施策については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>国内の希少資源(レアメタル等)が海外流出しているため、資源の確保、資源循環社会の観点から、再商品化基準を素材単位でなく部品単位とし、メーカーに部品の再使用を義務付け、再使用しやすい部品構成の製品を生産・流通させるべく、国内でのリサイクルループ確立を図るべき。</p>	<p>ご意見については、制度の考え方や在り方を根本から検討する必要があり、長期的な課題と考えます。</p>

## (2) 対象品目の範囲・分類に係る考え方

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>(2)対象品目の範囲・分類に係る考え方</p> <p>「携帯テレビ等は・・・対象外とすることが適当である」とありますが、携帯テレビの定義が不明確であり排出時に混乱を招く恐れがあります。</p> <p>バッテリー式テレビ等としたほうが分かりやすいと思います。</p> <p>報告書(案)では、対象とする液晶テレビの範囲を“小型のものも含めて全て。テレビ機能付き携帯型情報機器・テレビ機能付きカーナビ等は対象外”と規定している。</p>	<p>頂いたご意見は、この度の制度改正の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>① これに関する市町村の主張(リサイクルすべき/適正処理困難)も十分理解出来るが、殆ど消費者が持ち帰るほど小型サイズの液晶テレビを対象範囲に含めることは、法律が規定する対象機器の要件の一つ“配送品であることから小売業者による収集が合理的なもの”に明確に反している。</p> <p>小型サイズになればなるほどDVD付きである等々で対象機器か否かの判断が付き難くなり、また購入価格に対する料金の比率も高くなるものを、後払いである現行の家電リサイクル法に組入れることには無理があるのではないか。</p> <p>まずは、消費者にとって一番判り易い画面のインチサイズ(例えば14インチ以上等)で線引きを行うのが妥当ではないか。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、報告書案においても、テレビ受信機能付き携帯電話・カーナビ・PDA及び携帯テレビ等は、そもそも家電リサイクル法が想定している液晶テレビではないことから家電リサイクル制度の対象品目外とすることが適当である旨、記述しております。</p> <p>対象となる範囲については、この度の制度改正・運用において、消費者に分かり易くなるよう配慮させていただきます。</p>
<p>② 一方、かなり小型のものについては、液晶やプラズマのディスプレイ部分の適正処理や資源回収等を鑑みると、循環型社会構築の為に事業者が処理する仕組みは必要であることに異論はないので、報告書(案)で対象外とする薄型ディスプレイを有する携帯型情報機器も含めて、PCRサイクルの対象になるディスプレイと所定サイズ以上の薄型テレビとの狭間に存在する該当しない機器について、それらを網羅するような“先払いとする新たな仕組み”を構築した上で対象とすべきではないか。</p>	<p>小型機器のリサイクルの在り方については、別途、必要に応じ検討すべきであると考えております。</p>
<p>③ また、小型になればなるほど、様々なタイプの“テレビ機能を有する製品”が存在し、今後も増えてくると考えられるので、対象とする液晶テレビの範囲を報告書(案)通りとされる場合は、ディスプレイとチューナーの関係(一体/分離/無線)や、付加される機能との関係(主/従)等について、省令・告示等で是非明確にして頂きたい。</p>	<p>ご指摘頂いた内容も含め、対象となる範囲については、この度の制度改正・運用において、可能な限り明確となるよう配慮させていただきます。</p>

<p>P2【1. 再商品化等基準の在り方 (2)対象品目の範囲分類に係る考え方】  &lt;該当部分&gt;不法投棄懸念を認識しつつも、あえて、小売業者が引取義務にしたがった回収を確実に行うとともに、市町村が、小売業者に引取義務が生じない廃家電を、排出者に混乱を招くことなく確実に回収し、製造業者等へ引渡す体制の構築及び住民への廃家電適正排出に係る普及啓発等の不法投棄未然防止策の取組みを引き続き進めることで、液晶テレビのうち小型のものも、対象品目に含めることが可能ではないかと考えられる。  &lt;意見内容&gt;市町村の役割は大きい。小売業者に引取義務が生じない廃家電については、現在十分に対応していない市町村があると聞いている。今回の見直しを機会に、市町村には一層の取組み強化をお願いしたい。</p>	<p>適正な処理を確保する観点から、市町村において、報告書案の記述に沿った取組みを引き続き進めることが重要であると考えております。</p>
<p>報告書案3頁13行目から15行目のところ、「さらに、製造業者等においても排出者の適正排出を妨げないよう、特に液晶テレビのうち小型のものについては、低廉な再商品化等料金の設定を検討することが適当である。」を削除願いたい。  元々この部分の主旨は携帯テレビを念頭に置いていたものであり、審議会で携帯テレビは対象外とされたので、不要な記述である。  また、液晶テレビは、ブラウン管テレビと違って大画面化が図られ、各製造業者等のカタログ、販売店のチラシや店頭展示を見ても明らかのように小型の構成比は極めて少ないのが実態であり、2月の家電リサイクル法見直し報告書に記述された小型のブラウン管テレビと違って、上記記述は全く適切ではない。</p>	<p>ご指摘の部分は、携帯テレビに該当しない小型の液晶テレビに関して記述していますが、これまでに販売・普及した小型の液晶テレビが、今後排出されることを踏まえれば、低廉な再商品化等料金の設定を検討することは、排出者の理解を得て適正な排出を促進する観点から適当と考えております。</p>
<p>各メーカーではブラウン管テレビや冷蔵庫のリサイクル料金を大型・小型で区分することとしたが、例えば小売に引渡せない場合、消費者は製造番号等から大きさを判断したうえで料金を支払うことを求められる。こうした状況の中、液晶・プラズマについても製造番号等から容易に区分できるにもかかわらず、同一区分とすることは不適当である。</p>	<p>液晶・プラズマテレビについては、同一工程でリサイクルが実施されることが想定され、再商品化等実績を分けて把握することが困難と考えられますので、同一の区分とすることとしております。</p>
<p>別紙2の試算にあるように、液晶の再商品化率は52%、プラズマは36%と、10%以上の開きがある。テレビについては、資源有効利用促進法において平成13年から指定再利用促進製品としてその構成部品や素材の再利用(リサイクル)が求められているところであり、拡大生産者責任の観点に基づけば、両者は別に区分されるべきである。また、環境配慮設計などの製造業者等のこれまでの取組みに対して、消費者が適切な情報に基づき製品選択が可能となることも重要であり、液晶とプラズマは区分されることが望ましい。</p>	<p>液晶・プラズマテレビについては、同一工程でリサイクルが実施されることが想定され、再商品化等実績を分けて把握することが困難と考えられますので、同一の区分とすることとしております。</p>
<p>同時期にパブリックコメントを求めている「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について(取りまとめ案)」では、薄型テレビのうち液晶テレビは、そのパネルから砒素を除去することを処理基準として求めることとしている。このため、製造業者等の処理にかかる負担は液晶とプラズマで大きく異なると予想されることから、両者を同一区分とすることは、製造業者等に不公平が生じるだけでなく、料金を負担する消費者に対して公正性を欠くおそれが生じる。</p>	<p>液晶・プラズマテレビについては、同一工程でリサイクルが実施されることが想定され、再商品化等実績を分けて把握することが困難と考えられますので、同一の区分とすることとしております。なお、ご指摘のリサイクル料金設定については、同一区分においても、異なる料金が設定される可能性はあると考えております。</p>
<p>報告書案では、液晶テレビの範囲を小型も含めることとする根拠として、義務外品の回収体制の構築と不法投棄未然防止策の取組み強化を市町村に対して期待しているが、  ①製造業者等が義務外品の回収体制を構築するための手段として廃棄物処理法施行規則第2条第7項が設けられていること  ②本年2月に取りまとめられた制度全体の見直しの中で、メーカー等に対して、監視等について資金面も含め協力する体制を構築することが必要であるとしていることから、この主体には市町村だけでなく「製造業者等」も含めるべきである。</p>	<p>一般廃棄物の処理について、市町村に権限がある以上、主体は市町村になります。本年2月にまとめられた報告書に書かれているとおり、不法投棄対策に対しては、製造事業者等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築する必要があるとされており、関係者間の協力体制が重要と考えます。なお、廃棄物処理法施行規則第2条第7号は、製造業者等による指定引取場所から再商品化等施設への運搬(の委託)について規定したものであり、消費者等からの義務外品の収集・運搬(の委託)については規定したものではありません。</p>
<p>ブラウン管ガラスカセットの再商品化に向けた販路開拓努力の如何にかかわらず、また、液晶テレビのうち小型なものについて対象にするか否かに関わらず、これらは市町村においては適正処理困難物である。  したがって、これらの適正処理・処分のためには「適正処理困難物の指定」により、製造事業者の引き取り責任と費用負担(リサイクルまたは適正処理)そして製造技術を生かした再商品化以外に環境に与える付加を軽減する方法がないことを強く自覚する必要があります。</p>	<p>家電リサイクル法は、特に小売業者や製造事業者等に具体的な義務を課すべきものとして、市町村による再商品化等が困難なもののほか、小売業者による円滑な収集が確保できること等の要件を規定し、これらに該当するものを対象としております。また、家電リサイクル法第17条の規定に基づき、市町村等が収集し、引き渡す廃家電についても、製造業者等に引取義務があり、家電リサイクル法の対象品目であれば、市町村等が収集して、製造業者等に引き渡すことで、リサイクルを行うことが可能です。なお、現行において、消費者が負担しているリサイクル料金を製造業者等の負担とすることについては、制度の考え方や在り方を根本から検討する必要があり、長期的な課題と考えます。</p>

<p>「家電リサイクル法」は確かに小売店での下取り手法を活用して制度が確立されていますが、法の適用対象外であるとしても、小売業者の引き取り義務が適用されないだけで、独自に市町村等で回収体制を確立して引き渡す場合は、適正処理困難物の位置づけで製造事業者が引き取り義務を負う制度（「廃棄物処理法」上の事業者責任）として確立する必要があります。</p> <p>再商品化になじむとか、販路があるとかないとか、低品位の基盤は有償または無償で譲渡されない可能性もあるとかが問題なのではなく、その前に、適正な処理処分が市町村レベルで可能か否か、適正処分できないものは「適正処理困難物」として指定し、製造事業者の技術力と責任で最終処分（リサイクル含む）する以外に方法がないという大前提を踏まえて、今後の方策を検討する必要があります。</p> <p>その場合でも、40行目にあるような「特に液晶テレビのうち小型のものについては、低廉な再商品化等料金の設定を検討することが適当」などと表現されるべきではありません。回収・運搬・引渡しまでは市町村等の費用負担としても、それから先の、リサイクル費用は「家電リサイクル法」でも「廃棄物処理法」の適正処理困難物でも、製造事業者の引き取り責任と費用負担で対応することが「物を作ってきたものの責任」として結論付けられており、そのことを踏まえて対応することが必要です。</p>	<p>家電リサイクル法は、特に小売業者や製造事業者等に具体的な義務を課すべきものとして、市町村による再商品化等が困難なもののほか、小売業者による円滑な収集が確保できること等の要件を規定し、これらに該当するものを対象としております。また、家電リサイクル法第17条の規定に基づき、市町村等が収集し、引き渡す廃家電についても、製造業者等に引取義務があり、家電リサイクル法の対象品目であれば、市町村等が収集して、製造業者等に引き渡すことで、リサイクルを行うことが可能です。なお、現行において、消費者が負担しているリサイクル料金を製造業者等の負担とすることについては、制度の考え方や在り方を根本から検討する必要があり、長期的な課題と考えます。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 素材回収効率の考え方

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>①金属 金属として鉄、銅、アルミニウムと併せてレアメタルを記載しているが、 ア 検討過程でも既存品目中のレアメタルについては含有量やリサイクル技術について検討されていない イ 同時期にパブリックコメントを求めている「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について（取りまとめ案）」では、レアメタルの回収について触れられていないことから、本項に記載するのではなく、「おわりに」の部分等で論じるべきである。</p>	<p>レアメタルの回収については、過去の審議会でも今後の検討が必要としており、素材回収の観点から回収技術の検討を行うことが重要なので、本項に記載したものです。</p>
<p>②プラスチック テレビのプラスチック素材回収効率を40%としているが、これはプラスチックの重量比が26%程度（難燃剤を含む筐体プラスチックが大半）であるブラウン管テレビの場合であり、重量比40%の液晶テレビや、10%のプラズマテレビに安易に適用すべきではない。</p>	<p>追加品目のリサイクル実績がないなか、ブラウン管式テレビの素材回収効率を参考に算出していますが、今後のリサイクル実績をふまえながら検討をしていきたいと思えます。</p>
<p>②プラスチック 水平リサイクルが実現している先進的な取組みに付いての記載があるが、一方で欧州ROHS指令により臭素化難燃剤の使用が禁止されるなど、ブラウン管テレビの筐体プラスチックは水平リサイクルが困難となると想定されることから、難燃剤を含むプラスチックの適正処理技術の検討が必要である旨も記載すべきである。</p>	<p>報告書案において、「高度なリサイクルが促進されるように、製造事業者等における環境配慮設計の取組等を更に進めていくことが重要である」旨、記述しており、この中に、プラスチックの適正処理技術の検討も含まれるものと認識しております。</p>
<p>②プラスチック [意見] 中・高品質のプラスチック対象に再商品化等基準に追加することは、技術的観点からも、環境負荷の軽減の経済合理性の両立という観点からも妥当なものと評価する。 [理由] 家電リサイクル制度の開始以降プラスチックのリサイクル技術は進展し、その回収効率は年々向上しているものの、家電に使用されているプラスチックには、分離が難しい複合素材、洗浄により落ちない汚れ、長期使用による劣化、表面塗装など、リサイクルを阻害するよういんはまだまだ多くある。これらをすべてリサイクルすることは、回収プラスチックの品質低下、リサイクルコスト増加の要因となり得る。この様な観点から、中・高品質のプラスチックを対象に再商品化等基準に追加することは妥当であると考えます。</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。</p>

2. 再商品化等基準の設定

- (1) エアコンディショナー  
意見はありませんでした。
- (2) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫  
意見はありませんでした。
- (3) 電気洗濯機・衣類乾燥機

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>(案)では現行の実績値より低い数値が設定されているが何の意味を持つ基準か。この追認は見直しの形だけを取ったとしか考えられない。6頁の下から7行目より4行目までにあるように、将来再商品化引き下げの余地があるならば、現行の実績値を基に望む姿として基準を設定すべきではないか。</p>	<p>家電リサイクル法の再商品化等基準は、特に法的措置をもってリサイクルを進めるべきとの判断に基づき義務付けを行うものです。今般の引上げについては、今後の資源価格等の動向によってもなお達成が求められる最低限の水準として、リサイクル技術の向上と消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断し、設定しております。</p>

- (4) 薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）

主要な意見の概要	意見に対する考え方
内部に記録媒体やソフトウェア搭載製品があり、廃棄時にユーザー情報が残っている場合もあるため、「個人情報」保護の観点から、メーカーに意見聴取し、対応策と処理基準設定を検討すべき。	個人情報保護に関するご意見ですが、家電リサイクル制度の中で、どのような対応が考えられるのか、今後の検討の参考とさせていただきます。
液晶テレビとプラズマテレビは同一区分とすべきでなく、別紙2の試算に従って、液晶55%、プラズマ40%とすべきである。	液晶・プラズマテレビについては、同一工程でリサイクルが実施されることが想定され、再商品化等実績を分けて把握することが困難と考えられますので、同一の区分とすることとしております。

(5) ブラウン管式テレビ

主要な意見の概要	意見に対する考え方
需要減少、他用途転用の技術的課題が判っている今が、再商品化が困難となった将来的事態である。リサイクルだけでなく、有害物(鉛)を含んでいることから適正処理の検討や、有害物を含まない製品設計の改良促進等に早急に対応すべき。	報告書でも記載しているとおり、処理のための試験や取扱方法等の個別対策のみではなく、業界をまたぎ関係者一同の関与の下で、対策を進める必要があると考えます。
欧州ROHS指令により臭素化難燃剤の使用が禁止されるなど、ブラウン管テレビの筐体プラスチックのリサイクルが困難となると想定されることから、難燃剤を含むプラスチックの適正処理技術の検討が必要である旨も記載すべきである。	報告書案において、「高度なりサイクルが促進されるように、製造事業者等における環境配慮設計の取組等を更に進めていくことが重要である」旨、記述しており、この中に、プラスチックの適正処理技術の検討も含まれるものと認識しております。

3. 再商品化等の実施と一体化に行うべき生活環境の保全に資する事項  
意見はありませんでした。

おわりに

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>&lt;該当部分&gt;再商品化等基準については、今後とも段階的に引き上げを検討することが適当である。</p> <p>&lt;意見内容&gt;再商品化基準は、リサイクルされたものが有償又は無償で引き取られた時に初めてカウントされるものであり、それは素材の市況に大きく影響されるものである。</p> <p>またLCAの概念でも議論すべきという意見もあることから、単純に引き上げればよいというものではない。</p> <p>該当部分のように言い切るのではなく、その時その時の状況をしっかりと見極めて引き上げるか否かの議論をする必要がある、と表現すべきである。</p>	<p>再商品化等基準の引き上げの検討は、環境配慮設計の推進やリサイクル技術の向上、素材の市況等といった、引き上げを検討する背景となる事情やその程度等の状況に応じて行うことが適当であると考えております。こうした趣旨がより明確になるよう、ご指摘の部分について以下のように修正させていただきます。</p> <p>「再商品化等基準については、今後とも状況に応じて引き上げを検討することが適当である。」</p>
<p>消費者への品目追加の周知をもつての円滑な施行、また製造業者の透明性による消費者の理解、とあるがリサイクル法施行後の流通業界の現状はどうか。数多くの家電量販にも見られるように排出者の違法意識およびリサイクルの協力を裏切る行為が流通業界に基だしい。違法行為、排出者への背信行為が露見してもその後の当事者(社)がどのような強い制裁を受けたか、あまり聞かない。(現行のリサイクル法では行為への直接的な加罰は無く)正しくやり得の観がある。極論すればこれでは品目の追加は背信行為の材料を追加提供するもので費用を負担する排出者の理解は到底得られないのではないか。品目の追加と平行して流通業界への強い牽制を目に見える形で示されることを望む。</p>	<p>小売業者に対しては、法施行以来、ほぼ毎年400件を超える立入検査を実施しており、事案に応じて指導や勧告の措置を採るなど厳正に対処してきたところであります。今後とも、家電リサイクル制度に対する排出者の理解を得るため、小売業者において適正な引取り・引渡しが確保されるよう努めてまいります。</p>
<p>メーカーに、家電から家電への水平リサイクルや部品を再使用した環境配慮設計を義務付け、インセンティブを持たせて積極導入を促すことで、再商品化率が一定水準で留まったとしても、コスト増加を回避することができる。</p>	<p>家電リサイクル法では、設計や部品・原材料の選択の段階からリサイクルし易い製品作りを求め、環境負荷低減及び再商品化等に要する費用を低減するよう努めることを求めています。義務付け、インセンティブ付与については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

その他御意見

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>報告書案は、現行の4品目(ブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫)に加えて、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を加えるのが適当とする。しかし、ある地域において不法投棄現場を調査した折には、その他にもパソコン、電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、オーディオ機器等、様々な家電品が投棄されていた。再資源化の観点からも、環境保全の観点からも、上記の追加の程度で十分とは到底考えられない。</p>	<p>家電リサイクル法第2条第4項において、対象品目の要件として、市町村等による再商品化等が困難であることその他、小売業者による円滑な収集が確保できること等を規定しており、これらの要件に該当するものとして、今般、品目追加を行うものであります。</p> <p>不法投棄対策については、自治体においてこれまで廃棄物処理法による取締りや不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策に積極的に取り組んできており、今後ともより一層積極的な取組が行われるものと考えております。</p>
<p>報告書案を読むだけでは、数多くの家電品の中から、どのような基準のもとにこの追加品目だけを選定したのか不明である。報告書案の「対象品目の範囲・分類に係る考え方」の項からは、単に今後の消費者の買い替え需要に着目して商品を選んだようにしか見受けられない。家電リサイクル法の重要な目的は「生活環境の保全」であるから(第1条)、家電廃棄物の不法投棄の防止、それに伴う有害物質の拡散の防止といった環境保全の観点も採り入れた品目選定の基本的基準を、明確に示すべきである。</p>	<p>家電リサイクル法第2条第4項において、対象品目の要件として、市町村等による再商品化等が困難であることその他、小売業者による円滑な収集が確保できること等を規定しており、これらの要件に該当するものとして、今般、品目追加を行うものであります。</p>

<p>現行の家電リサイクル法では、リサイクル費用の消費者負担(後払い方式)を前提とし、小売業者に廃家電の収集運搬に伴う管理コストの負担を強いている。この現状のもとで、全ての家電品を同法の対象とすれば、費用負担の増大を嫌い、更なる不法投棄を招く恐れがあることは我々も承知している。しかし、そうした制度の方を温存するために品目を限定するのだとすれば、それは本末転倒である。循環型社会の形成、持続可能な社会の構築を前提とした家電リサイクル法の趣旨からは、再資源化が必要な製品、不法投棄や不適正処理により有害物質が環境に放出されるリスクがある製品、自然環境や生活環境の保全上必要な製品は積極的に品目に追加選択し、仮にそれを阻害する制度があるならば、そちらの方を改善すべきである。</p>	<p>家電リサイクル法第2条第4項において、対象品目の要件として、市町村等による再商品化等が困難であることその他、小売業者による円滑な収集が確保できること等を規定しており、これらの要件に該当するものを対象とすることになっております。ご意見については、制度の考え方や在り方を根本から検討する必要があり、長期的な課題と考えます。</p>
<p>別紙2「再商品化等基準の算出方法について」 4(1)液晶テレビ、プラズマテレビは資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品であり、製造業者は部品や素材の再利用(つまりリサイクル)の可能性の事前評価や情報提供を行うこととされている。このため、プラスチックの素材回収効率についても、同法に基づき国が製造業者等にデータの提供を求め、確定すべきであり、この責務を放置したままブラウン管テレビの値(40%)を流用すべきではない。</p>	<p>追加品目のリサイクル実績がないなか、ブラウン管式テレビの素材回収効率を参考に算出しています。今後のリサイクル実績をふまえながら検討をしていきたいと思ます。</p>
<p>別紙3「ブラウン管テレビに関して想定される各種対応と今後の方針」平成20年7月10日に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」が決定した「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」によれば、廃棄・リサイクル対策として、 ①アナログ受信機の継続使用が可能であることを周知する取組【総務省・経済産業省】 ②アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測の見直し【総務省・経済産業省・環境省】 ③アナログ受信機の排出に適切に対応できる体制の整備【経済産業省・環境省】とされていることから、こうした政府の方針についても、具体的に記載するとともに、アナログ停波に伴い、使用済みブラウン管テレビの過剰な増加を防ぐ方策についても記述すべきである。</p>	<p>別紙3において、アナログ放送停波等を踏まえたテレビの廃棄動向を課題のひとつとしてあげており、アナログ放送停波に伴う排出増加の取組についても認識しています。デジタル放送への移行完了のためのアクションプランにおける対策については、種々の取組を検討していきたいと考えています。</p>